

東由利村報

1963・7・1

No. 75

発行 東由利村役場
印刷 KK本間印刷所

林道3線・工事に着手

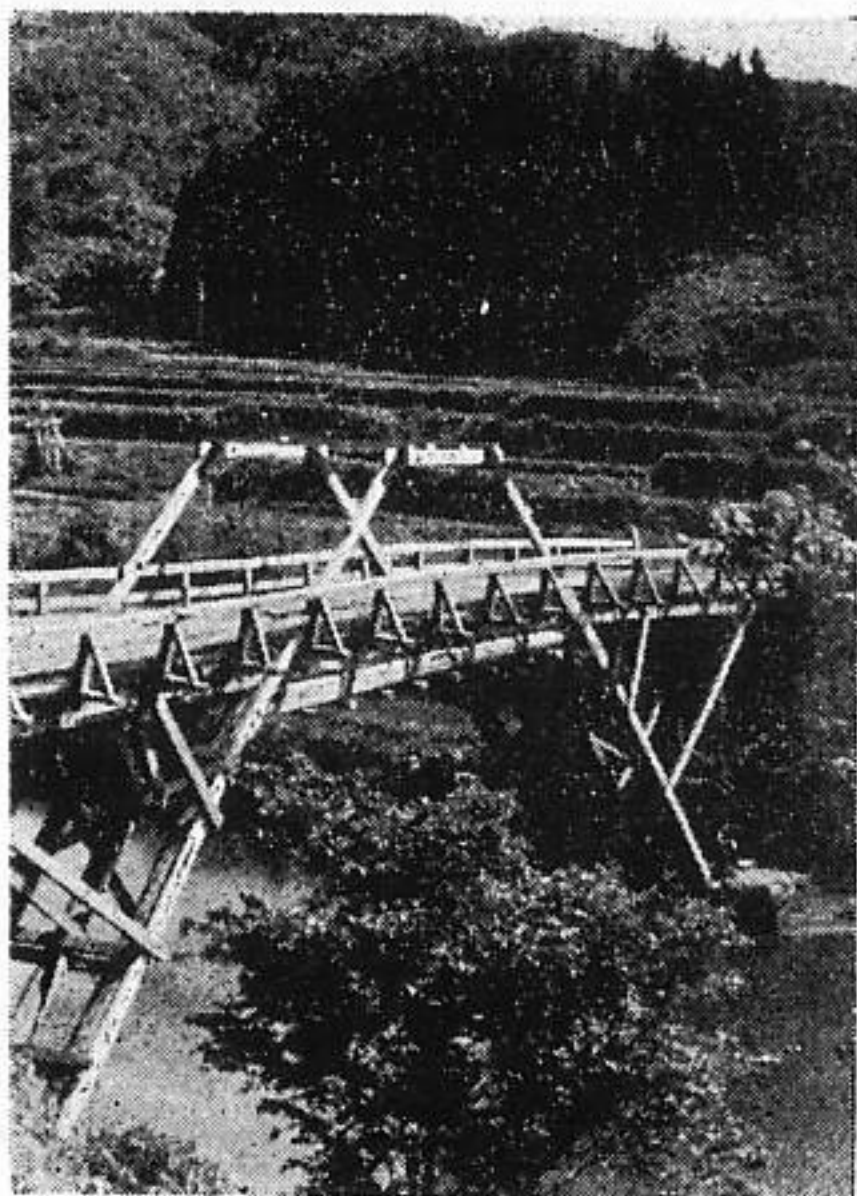
永久橋になる舟木橋

沼林道舟木橋の永久橋架替倉・黒沢両林道の開設工事は6月14日と16日にそれぞれ入札が行われ、請負も決つてすでに工事に着手された。工事内容を紹介しますと次のとおりである。

○舟木橋架替工事○
沼林道改良工事の第一着手として行われる舟木橋の永久橋架替工事は、工事費、472万円 で長田藤吉氏（本荘市）が請負となり6月20日着工、10月末日竣工予定である。新しい橋はアーチ型式で延長37メートル巾員3.6メートルで、さらにこの林道は年度内に道路巾員を3.6メートルに拡巾する工事が延長500メートルほど予定され、以後これが継続施工されることになっている。

なお舟木橋架替工事費には55%の国庫補助金が見込まれている。

○倉林道開設工事○
倉林道の開設工事は昨年に引続く



第2期工事として延長540メートル（巾員3.6メートル）が施工される。工事費259万円 で柳沢利一氏（蔵）が請負、着工6月25日竣工10月末日の予定である。本年度のこの工事が完成すると全体計画1,000メートルのうち、50%が完了することになる。

○黒沢林道開設工事○
一時中断されていたが昨年から継続再開された黒沢林道の開設工事は、本年度延長620メートル（巾員3.6メートル）が施行される工事費244万円 で広川精治氏（蔵）が請負、着工6月25日、竣工11月末日の予定である。全体計画6,000メートルという大きい工事計画であるが、このうち本年度分を含めると全体の48%が完了することになる。

【写真はこんど永久橋に姿を変える舟木橋、こうして石沢川をまたぐ橋は次第に近代化されていく】

「自衛官2次募集」

防衛庁では本年度第2次自衛官の募集を次によって行っている。

▷募集人員 ①陸士約5,000名②空士約600名

▷応募資格 18才以上25才未満の男子で、中学校卒業程度の学力を有するもの

第4回定例村議会

児童館設置費など追加

第4回村議会定例会は6月28日役場に招集された。

村長の報告、一般質問があつて議案審議に入り、全部原案どおり可決された。

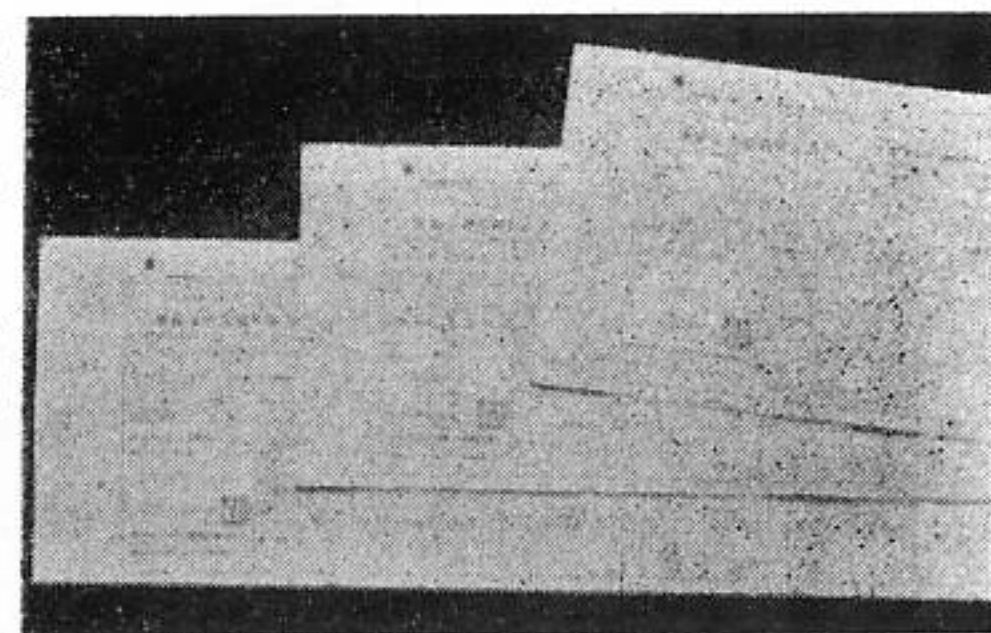
主な提出議案は次のとおりである
▷災害に対じ応急措置の業務に従事したものに係る損害賠償に関する条例制定

▷村税条例の一部改正

▷国民健康保険税条例の一部改正

村民税の課税率引下げ

38年度村（県）民税の徴税令書が全戸にすでに配布された。村では本年の村民税の軽減をはかるため村税条例の一部を改正し、全般的な税率の引下げを行つたがとくに5万円から50万円までの所得者が有利になつていく。その他、扶養親族控除額が1人



新しい村民税令書

令書は大切に保存し、そして納期内に自主納税！

700円（改正前500円）に引上げられ前年に比べて全体で約250万円ほど減税されている。県民税の税率等は前年どおりで、これらに基づく税額決定の明細は令書に書かれている。こんどの

▷試験科目 ①筆記試験（国語・数学・社会）②身体検査③口述

村民税に限らずすべての税金は納期内に指定された場所に納める「自主納税」によつて、滞納のない明るい村・滞納のない明るい家庭をみんなで作りたいものである。

試験

▷採用予定時間 7月から9月まで
▷募集日程 6月1日から8月31日まで

▷試験期日と場所 ①7月5日・8月3日・8月30日＝本荘保健所②火曜・土曜の午後、日曜を除く毎日＝秋田駐とん部隊

青年会陸上競技大会

村連合青年会では、陸上競技大会を7月14日（日）台山グラウンドで開催する。

7月は

固定資産税2期の納期
国民健康保険税1期の納期

▷38年度一般会計追加予算（追加260万円、総額9,326万円）

今回追加になつた主なものは、へき地教育設備費（11万円）玉米地区生活講座費（3万円）児童館設置費（64万円）林道開設費（19万円）動力電気導入補助（8万円）史蹟＝養田館＝保存費（4万円）などである。

▷38年度黒淵診療所特別会計追加予算（追加25万円、総額191万円）

技術賞に湯ノ沢草地

全国草地肥培コンクールで



中央畜産会主催、農林省後援の全国草地肥培コンクールに木村から出品された下吹牧野利用組合管理の湯ノ沢草地が、集約牧野の部で東日本技術賞にめでたく入賞したこのコンクールは、他の耕地とち

がつて施肥技術の遅れている牧野に対する施肥を促進し、よい牧草をつくって畜産の振興をはかつていく目的のもとに、今回はじめて試みられたものである。受賞範囲は日本一賞と北海道・東

日本・西日本3ブロック別の1位賞、同じくブロック別技術賞各1点であるから、湯ノ沢草地は東日本でいわば実質2位に相当することになる。審査評によるとこの湯ノ沢草地は35年に設置され、短期間でしかもあまり恵まれてない土地条件を克

服して優秀な草地をつくた点がとくに重視されて受賞となったものといわれる。なお、晴れの表彰式は7月3日、東京・都道府県会館で行われる。【写真は全国コンクールに入賞した湯ノ沢草地の遠望】

きる範囲のことならなんでも預託することが出来る仕組になつてい

自分の技術や労力を生かし、個々の善意の志を集めて大きな力にして、これを社会に出し、明るく、住みよい社会にしたいもの。

個々の預託相談はどうぞ社会福祉協議会の窓口へ

善意銀行東由利支店開業

社会を明るくする4つの口座

村の社会福祉協議会では6月1日から善意銀行（秋田県社会福祉協議会善意銀行東由利支店）を開業している。この銀行は法律や規則があつてつくられたものでなく、民間有志奉仕者の自発的任意の奉仕活動を助

長させるもので「なにか人のお役に立ちたい—とか、恵まれない人たちの力になりたい—」というひそかな願いをかなえさせてくれるために開かれた愛の窓口で、金銭ばかりでなく、技術・労力・物品の4つの口座があつて、自分で

村営火葬場を利用される場合、鐘口と火葬時間の短縮をはかる関係から「棺」の寸法に制限があるので、次の大きさ以内にとどめられるよう望まれている。

▷巾48センチ▷高さ45センチ▷長さ150センチ

火葬場の利用

□□□□□□

分家している子または同一世

帯内の未成年者への生前贈与

【問】① 均分相続を防ぐため世帯主（所有者）が子供に生前贈与しようとする場合、(1)すでに世帯を異にしている（分家している）子に贈与できるか。その場合、3反歩の耕作面積がその子になければできないか。(2)同一世帯内にある未成年の子には自由に贈与できると思うか、意思能力のない幼児に、親権者を法定代理人として贈与することができるか。

② 親権者がその子の所有する農地を第三者に売却する場合、民法の規定により特別代理人の選任を要すると考えるが、知事の許可を

得る場合の手続はどうすればよい

【答】① (1)農地を農業経営零細化防止の趣旨から現に同一世帯にあつて、農業経営の承継予定者として農業経営をしている子に生前贈与することは、よくあることですが、ご質問のようにすでに別世帯となつている子に生前贈与するというのは普通には考えられないと思います。具体的なケースをきかないとわかりませんが、例えば農業経営承継の予定者である子は別世帯で現に親の所有地を耕作（使用貸借または賃貸借）しているという場合でしょうか。それはともあれ、贈与についても農地法3条の許可が必要であり、農地法3条2項各号に該当する場合、右

の許可ができないことはいうまでもありませんが、3反歩の点については、現に3反歩の耕作でなくとも、贈与を受ける農地を併せて3反歩をこえ、同法施行令1条2項1号に該当する場合なら、この点については支障がありません。

農地相談室

しかし、所有者と分家しているその子との間に、適法に賃貸借が成立している場合ならば、もしその子が法3条2項各号のいずれか（1号を除く）に該当するという理由で贈与が許可にならないために将来その農地が他の相続人の所有に帰属するような事態が起つても

その子の賃借権は法20条によつて保護されていますから、その子は、耕作を将来に向つて継続することができるのです。

(2) 未成年者であつても、農業に精進する見込があれば、農地を取得することは農地法3条2項2号の規定に抵触するとはいえませんが、ご質問の場合のように幼児で受贈者自身とうてい農業に精進する見込のない者であることが明確である場合には、知事は許可すべきでないと考えられます。

また、贈与を受諾する行為は、未成年者自身でできますが（民法4条）、意思能力もない幼児であれば、手続上は、親権者が法定代理人となつて贈与を受ける許可申請をすることになるのです。

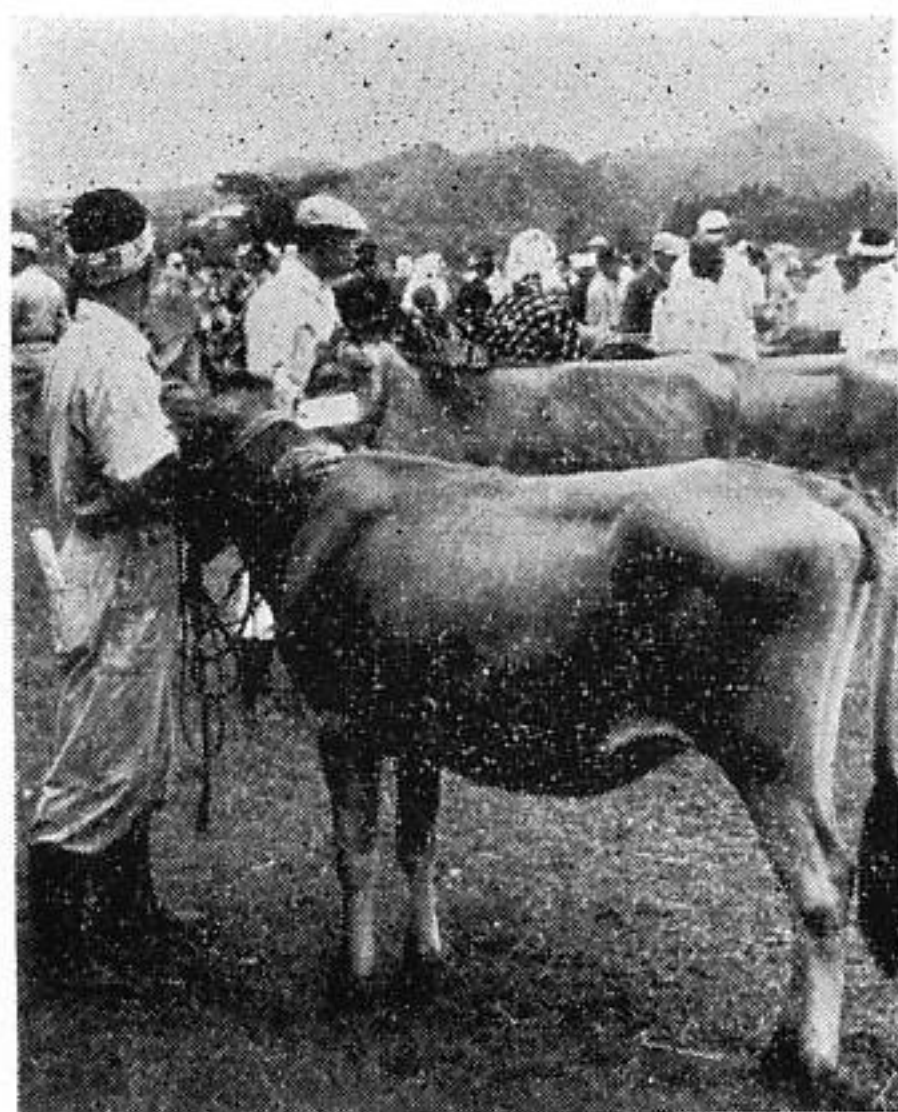
② ご質問の場合は、民法826条1項のいわゆる利益相反行為には該当しませんから、特別代理人の選任を求める必要はないと思います。（ただ、親権者が自分の債権者に子の不動産を売却して代金の一部を債務の弁済にあてる場合は、利益相反行為とみられています。）

なお、親権者や代理人が、農地法の規定によつて許可申請書を提出する場合は、親権、代理権を証する書面（戸籍謄本、特別代理人選定に関する審判書等）を添付して申請する必要があります。

【農業委員会】

8回目迎えた「家畜の祭典」

畜産共進会・県農林部長も視察



つてきたことを目のあたりにみせていた。

また、このところ毎年県の上層部の方の視察が引続き、恒例のようになっているが、今年も瀬戸農林部長が来村飼育農家の人々とも当面の未解決問題などについて親しく話しあつて帰られた。今回の入賞は次のとおりである。

【和牛・25～34ヵ月】

①第4やまかげ(松沢) 佐藤芳松②ふじよし

6号(袖山) 佐藤清一

【和牛・16～24ヵ月】

①みやふじ(祝沢) 小笠原清一郎
②はるかぜ(新田) 伊東ミエ、あきらもり1号(館西) 遠藤君男

【乳牛・24ヵ月以上】

①オークサイド(湯出野) 佐藤佐一②マリオン(宮ノ前) 大日向佐司馬、ビスイズ(石高) 長谷山悦雄、アスペン(五海保) 小松次男

【乳牛・12～24ヵ月】

①レモネード(新田) 太田勇一、ダンディガール(中通) 小松文一
②(山崎) 岳石伊佐陸、(新田) 小野長一郎、ムンバー(宮ノ前) 大日向長一、(蔵) 阿部清之助

【乳牛・6～12ヵ月未満】

①(新田) 遠藤道吉②(下小屋) 佐藤八郎、(大琴) 佐々木徳之助
(新田) 高橋松三郎

旧地主の実態調査申告

7月1日から1ヵ月間受付

先に政府は農地を買収された旧地主問題について総理府に臨時調査室を設置し、①農地等被買収者の実情および被買収者別買収実績等に関する調査②被買収者についてとるべき具

民間機関に委託され、①の実態調査は買収当時の世帯単位による申告にもとずいて実態が把握されることになっている。

この申告書は原則として買収された当時の世帯主であるが、その後死亡などの場合はその当時の事情にもつともくわしい世帯員、その他の人が申告者となる。

申告の期間はこの7月1日より31日まで1ヵ月間の短期間であるから該当者はもれなく申告されるよう望まれる。

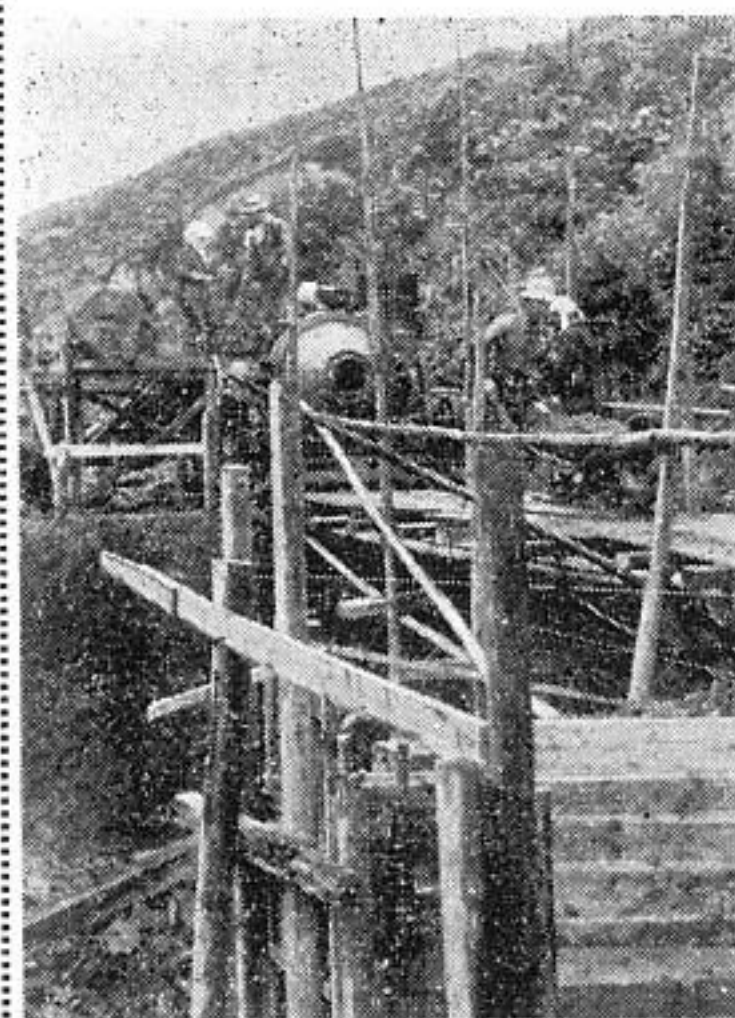
申告の場所は居住地の市町村の役場か、被買収地等の属する市町村

体的措置に関する世論調査③農地改革の社会的経済的効果と被買収者問題との関連等の基本問題をめぐる社会的経済的諸条件及び背景等に関する調査、の3つの調査を行うことになった。

②と③の調査はそれぞれ権威ある

今年もぞくぞく

国道近代化工事



毎年めざましく進展する国道107号線の近代化工事は、本年度も各地で行われている。

板戸地内の稲荷橋・三吉橋の永久橋架替工事と、この2橋を結ぶ区間、白滝橋を含む延長約80メートルのカーブを改良する第1種改良工事は800万円の工事費で進められている。

また待望の老方地内舗装工事は延長580メートル、工事費840万円で着手、舟木・大琴間の路盤改良工事は延長1,300メートル、工事費1,500万円でそれぞれ着手されている。

【写真は現在行われている三吉橋の架替工事】

の役場かいずれかである。役場には臨時調査室を設けてこの事務を取扱い、申告のための実態調査票申告者カード、調査票の記入の仕方などをセットにして備付けしておく。

またこの調査は、農地法施行(27年10月21日)以前の調査であるので農地法による買収、売渡、売払は調査の対象から除外されるから間違いのないよう、被買収者は農地、未懇地買収令書を照合の上、正確にもれなく申告されること。なお、この申告は持参申告であるから、電話や郵便では受け付けされない。

小倉部落に児童館

こんど村では小倉部落に児童館を建設することになった。

この児童館は、青少年健全育成運

動の一環として県内全市町村に設置していこうとする県の方針にそつたもので、地域の幼児や少年の保護活動、子ども会・親の会などの活動の場として活用をはかつていくものである。

小倉児童館は76平方メートル、建設費64万円の計画で、このうち県費補助30万円がみこまれ、年度内に完成される。

乳牛20頭導入

村では6月30日、東京キリスト教大学より乳牛ジャージー種の育成牛11頭を導入、さらに7月4日頃到着予定で山梨県清里より妊娠牛5頭、育成牛4頭を導入する。

写真(上)は畜産共進会の審査風景(下)は視察に来村した瀬戸農林部長(右より2人目)



村の「家畜の祭典」第8回畜産共進会は6月26日、台山馬けい場で開催された。

出陳頭数は和牛23頭、乳牛(ジャージー種)58頭、合計81頭で和牛乳牛とも総体に向上のあとをみせ村の畜産基盤がいよいよ強固にな

親の会も全部落に

子ども会世話人協議会で話しあい

各部落の子ども会世話人による連絡協議会が6月25日、役場で開催された。

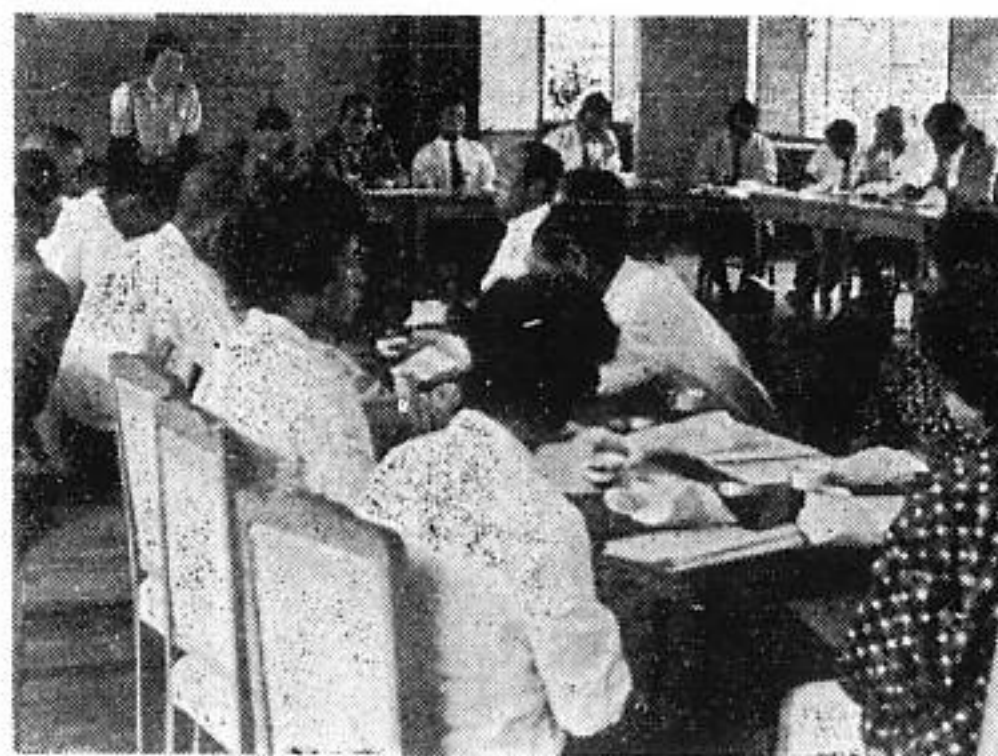
とり上げられた問題は①全部落に子ども会をつくっていくために②子ども会世話人会の運営③子ども会運営の実際上の問題で、話しあわれた内容は次のとおりである。

▷①についてこれまで主に学校が指導的立場にたつてつくられて

いる児童会などを、部落の自主的な子ども会にあらためるなどして、全部落に子ども会をつくっていく。

▷②について子ども会の世話人をもって各地区毎に育成会をつくり、横の連絡を強めるとともに各部落に親の会をつくる。

▷③について5つの部落代表から子ども会の実際について発表が



あり、この中から問題点をぬき出して解決をはかった。

○世話人の指導の限度と方法＝子どもの自主性をそこなわないように社会性を養うことを主として遊びの中で誘導する。
○みんなと協調しないグループがあつて困る場合＝親を交えた小人数で根気よく話しあう。

○大きい部落で子ども会が分れてつくられたところでは悪い意味でセリ合いが出る問題＝横の連絡を強め、部落づくりの共通の目標をはつきりさせ、できるだけ行事

を同一にする方向をとる。

○遊び場、集会所の問題など子ども会だけでは解決できない問題が出た場合＝まず部落にはかり、部落全体の問題として全員で話しあつて解決の糸口をみつけ出すようにする。【写真は世話人の話しあい】

新しい納税令書 その後2ヵ月……

新しいカタチの令書とその取扱いによる固定資産税第1期の納付から本年度の納税が始まり、2ヵ月を経過したのでその歩みをふりかえってみることにした。

令書の紛失はあまりめだたないようだが、督促状が発付された場合この督促状だけを持参して納めようとする方が多い。

昨年まではよかつたが、今度からは必ず令書をもつてきて納めていただかなければならないし、したがって全部納め終るまでこの令書を紛失しないよう、以上2つの点をとくにお願いしておきたい。次に納付状況をみると5月31日現

在、66%で前年度より17%の増加となつているが、納期限までの納付（4月が納期になつているので4月末日まで納めること）は調定総額に対してわずか9%、1割にも満たない状況である。ちよつとしたことで延滞金や手数料など余分なお金を納めなければならなくなるから納期内納付をぜひ励行していただきたいものである。この2ヵ月間でとくにめだつたことは前納者が多い、ということである。昨年27件（9人）であつたものが今年は約7倍の349件（125人）、そして納付された税総額の18%がこの前納額によつて占めら

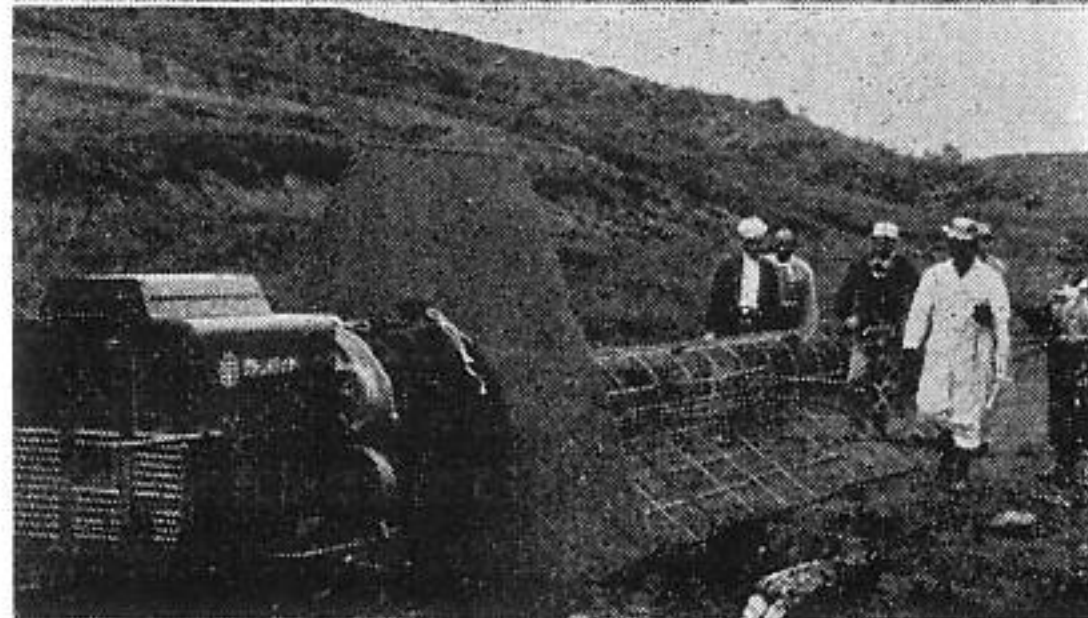
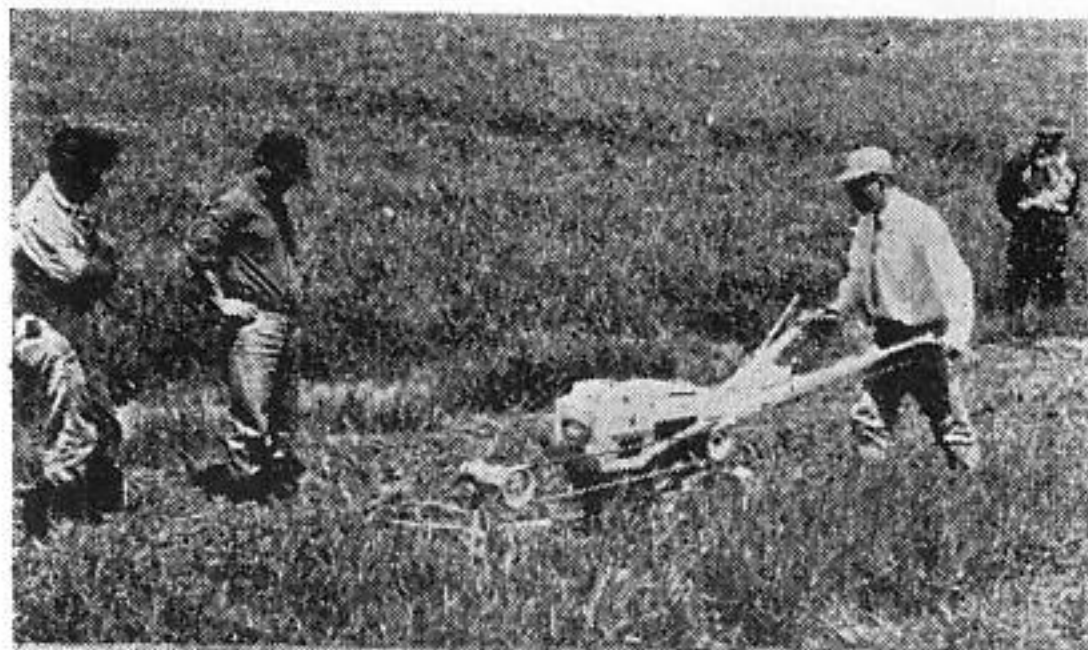
リンゴ・オバコ
□□□ □□□
リンゴの花びらが風に散つたヨナ……そして今は袋かけの季節のまっ最中。
オバコたちのこうした円念によつて秋の味覚の王様、リンゴは実つていく。



れている。前納の有利なことは前の広報でもお知らせしておいたがこの制度を大いに利用されるよう村では望んでいる。
こうみてくると昨年より成績は非常によくなつてきているが、他町村の平均納付率80～85%と比較するとまだまだ開きがあり、今後いつそのご協力が望まれる所以である。

19日・消防訓練大会

村消防団では7月19日、消防訓練大会を台山グラウンドで開催する。



乾草づくりも機械化

牧草乾燥機と刈取機の実演会が過日、本村で行われた。

刈取機は1時間で40アール分、乾燥機は10時間で1トンの仕上量をこなすという、この機械の

つ備付け農家の利用に供されることになつている。

【写真は実演される刈取機（上）と乾燥機】

実演に参観者はビックリ……いよいよ乾草づくりにも機械化の到来である。
とくに乾燥機はこれまでお天気と相談して長い時日と労力を多要したが、これが短時間でしかもビタミン・色素を多く含んだ良質な乾草が大量に生産されるから、共同作業にはもつてこいである。

なお、各農協でもこれを1台ずつ備付け農家の利用に供されることになつている。